

岩見沢市介護保険条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

第 8 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護保険料率の見直しを行う。

第 2 改正の内容

第 8 期介護保険事業計画で算出した介護保険事業に必要な事業費の見込みに基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における介護保険料率を現行の保険料率と同率とする。

第 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日